

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成 14 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="147 526 721 574">提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th data-bbox="721 526 1081 574">事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="147 574 721 912">市町村長</td><td data-bbox="721 574 1081 912">特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの</td></tr></tbody></table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	市町村長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1153 526 1727 574">提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th data-bbox="1727 526 2087 574">事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1153 574 1727 912">市町村長</td><td data-bbox="1727 574 2087 912"><u>旅券法(昭和26年法律第267号)に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの</u> 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの</td></tr></tbody></table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	市町村長	<u>旅券法(昭和26年法律第267号)に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの</u> 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務								
市町村長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの								
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務								
市町村長	<u>旅券法(昭和26年法律第267号)に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの</u> 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に関する事務のうち法別表第 5 に掲げるもの								
<p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者の新事業等の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p>	<p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p>								

(21) [略]

(22)～(25) [略]

(26) ペレットストーブの普及の促進に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(20) [略]

(21) 心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）第17条第3項第2号及び第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(22)～(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。